

第 1 4 2 6 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
甲府市丸の内一丁目18番1号
発行人 甲府市
毎月5日発行
発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[条 例]

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	3
甲府市市税条例等の一部を改正する条例	4
甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	18
甲府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	19

[告 示]

平成29年度下半期の財政状況等の公表	20
甲府市各企業会計の平成29年度下半期の業務状況等の公表	21
介護保険料更正通知書・特別徴収仮徴収額通知書公示送達	22
都市計画案の縦覧公告	23
開発行為に関する工事の完了公告	24
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	25
入札告示（4件）	26
差押調書（謄本）公示送達	38

地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	39
国民健康保険料納入通知書公示送達	40
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	41
入札告示	42
市民税・県民税税額決定兼納税通知書公示送達	45
建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定公告	46
道路区域の変更告示	47
道路の供用開始告示	48
開発行為に関する工事の完了公告	49
国民健康保険被保険者証無効告示	50
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	51
入札告示	53
平成30年度補正予算の公表	56
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	57
指定地域密着型サービス事業者の廃止公示（3件）	58
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事	

業指定事業者の廃止公示	61
建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の指定公告	62
自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し保管した旨の告示	63
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	64
入札告示（6件）	65
配当計算書・充当通知書公示送達	83
建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の指定公告	84
入札告示（4件）	85
指定地域密着型サービス事業者の廃止公示	95
指定居宅介護支援事業者の廃止公示	96
指定居宅介護支援事業者の指定公示（2件）	97
入札告示	99
配当計算書・充当通知書公示送達	102
介護保険被保険者証無効告示	103
開発行為に関する工事の完了公告	104
入札告示（3件）	105
甲府市国民健康保険条例に基づく保険料率等の告示	114
入札告示	116
[市議会]	
甲府市議会議員政治倫理規程	119
[教育委員会]	
入札告示（2件）	123
[選挙管理委員会]	
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	129
[農業委員会]	

甲府市農業委員会6月定例総会招集公告	130
[上下水道局]	
入札告示（11件）	131
[任免辞令]	
市長事務部局	162

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第20号

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「（甲府市の長の選挙における候補者に限る。第8条において同じ。）」を削り、「同条」を「第8条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

甲府市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第21号

甲府市市税条例等の一部を改正する条例

(甲府市市税条例の一部改正)

第1条 甲府市市税条例(昭和25年8月条例第29号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第32条の10第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第20条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「10万円を加算した金額」を加える。

第27条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第27条の5中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第29条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第32条の10第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告に

については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び法施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を經由して行う方法その他法施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第69条を第69条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第69条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第70条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第70条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの

混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として法施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第71条第1項中「第69条第1項」を「第69条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第74条の2において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第71条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第69条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第69条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法によ

り換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の法施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本のコストに相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
 - ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）
 - イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第71条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方式により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式た

ばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、法施行規則で定めるところによる。

第72条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第73条第3項中「第69条」を「第69条の2」に改める。

第74条の2中「第69条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条の2中第16項を第17項とし、第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第15条中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

附則第16条の2第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第26条第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 甲府市市税条例の一部を次のように改正する。

第71条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第5条の2第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附則第15条中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

第3条 甲府市市税条例の一部を次のように改正する。

第71条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第72条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 甲府市市税条例の一部を次のように改正する。

第71条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第72条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 甲府市市税条例の一部を次のように改正する。

第70条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第71条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（甲府市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 甲府市市税条例の一部を改正する条例（平成27年6月条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「甲府市市税条例」に改め、同項第3号中

「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第69条第1項」を「甲府市市税条例第69条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中甲府市市税条例第69条を第69条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第70条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第71条から第73条まで及び第74条の2の改正規定並びに第6条並びに附則第3条から第5条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中甲府市市税条例第20条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第29条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第26条第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中甲府市市税条例第71条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中甲府市市税条例第19条第1項及び第3項並びに第32条の10の改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第6条及び第7条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中甲府市市税条例第20条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第27条の2及び第27条の5の改正規定並びに同条例附則第16条の2第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中甲府市市税条例附則第5条の2の改正規定 生産性向上特別措置法

(平成30年法律第25号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

- (11) 第1条中甲府市市税条例附則第15条の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成30年法律第22号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の甲府市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の甲府市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の甲府市市税条例第19条第1項及び第3項並びに第32条の10第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第4条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第7条第1項及び第9条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(甲府市市税条例の一部を改正する条例(平成27年6月条例第23号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改

正後の甲府市市税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第69条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第7条第1項及び第9条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第15条、第74条の2第4項及び第5項、第74条の4の2並びに第74条の5の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第15条	第74条の2第1項若しくは第2項、	甲府市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年6月条例第21号。以下この条及び第2章第4節において「平
------	-------------------	--

		成 3 0 年改正条例」とい う。) 附則第 4 条第 3 項、
第 1 5 条第 2 号	第 7 4 条の 2 第 1 項若 しくは第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 4 条第 2 項
第 1 5 条第 3 号	第 6 2 条の 7 第 1 項の 申告書、第 7 4 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項 の申告書又は第 1 6 0 条第 1 項の申告書でそ の提出期限	平成 3 0 年改正条例附則第 4 条第 3 項の納期限
第 7 4 条の 2 第 4 項	法施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改 正する省令（平成 3 0 年総務 省令第 2 4 号）別記第 2 号様 式
第 7 4 条の 2 第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 4 条第 3 項
第 7 4 条の 4 の 2 第 1 項	第 7 4 条の 2 第 1 項又 は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 4 条第 2 項
	当該各項	同項
第 7 4 条の 5 第 2 項	第 7 4 条の 2 第 1 項又 は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 4 条第 3 項

5 30年新条例第74条の3の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、法施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき法施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第5条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第15条第3号の項中「第62条の7第1項の申告書、第74条の2第1項」とあるのは、「第74条の2第1項」とす

る。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第7条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第9条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を法施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の甲府市市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第15条、第74条の2第4項及び第5項、第74条の4の2並びに第74条の5の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

右欄に掲げる字句とする。

第15条	第74条の2第1項若しくは第2項、	甲府市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年6月条例第21号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第7条第3項、
第15条第2号	第74条の2第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第7条第2項
第15条第3号	第62条の7第1項の申告書、第74条の2第1項若しくは第2項の申告書又は第160条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第7条第3項の納期限
第74条の2第4項	法施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第74条の2第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第3項
第74条の4の2第1項	第74条の2第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第2項
	当該各項	同項
第74条の5第2項	第74条の2第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第3項

- 5 32年新条例第74条の3の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、法施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき法施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を法施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の甲府市市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第15条、第74条の2第4項及び第5項、第74条の4の2並びに第74条の5の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第15条	第74条の2第1項若しくは第2項、	甲府市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年6月条例第21号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第15条第2号	第74条の2第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第15条第3号	第62条の7第1項の申告書、第74条の2第1項若しくは第2項の申告書又は第160条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第74条の2第4項	法施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第74条の2第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第74条の4の2第1項	第74条の2第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第74条の5第2項	第74条の2第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

5 33年新条例第74条の3の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、法施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき法施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第22号

甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第23号

甲府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

甲府市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

附則中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲府市後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

告示

甲府市告示第260号

地方自治法第243条の3第1項並びに甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項の規定により、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計及び甲府市浄化槽事業特別会計の平成29年度下半期の財政状況を別紙のとおり公表する。

平成30年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第261号

地方公営企業法第40条の2の規定並びに甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項の規定により、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計及び甲府市水道事業会計の平成29年度下半期の業務の状況を別紙のとおり公表する。

平成30年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第262号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年6月4日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 更正通知書
甲府市介護保険料 特別徴収仮徴収額通知書 |
| 2 | 発送日 | 平成30年4月1日
平成30年5月1日 |
| 3 | 項目 | 平成30年度介護保険料更正通知書
平成30年度介護保険料特別徴収仮徴収額通知書 |
| 4 | 納付方法 | 年金からの特別徴収による |
| 5 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 6 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課 |

甲府市告示第263号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定するにあたり、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案の図書を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに甲府市に意見書を提出することができる。

平成30年6月4日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-------------------|---|
| 1 | 都市計画の種類 | 甲府都市計画地区計画
向町（3）地区地区計画 |
| 2 | 都市計画を定める土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分 |
| 3 | 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間 | 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課
平成30年 6月 4日から
平成30年 6月18日まで |

甲府市告示第264号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月4日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市里吉三丁目982番1及び982番11から982番22まで
以上13筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市相生一丁目16番16号
有限会社セントラルホームズ
代表取締役 雨宮 孝

甲府市告示第265号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年6月5日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 上積翠寺町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	飯島貞利	七沢芳行
代表者 住所	甲府市上積翠寺町524番地	甲府市上積翠寺町922番地

3 変更年月日 平成30年4月28日

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年6月6日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）2号		
工事名	①都市計画道路築造工事（H30・甲府駅南通り線：第1工区） ②（配区-2）配水管布設替工事		
工事場所	甲府市宝一丁目地内		
工事概要	1	工事内容	① 道路築造工 L = 147.2m 電線共同溝工 L = 104.8m 下水道施設移設調整工 1式 付帯工 1式 ② DIP. NS φ300 93.0m DIP. GX φ150 4.0m DIP. GX φ100 10.5m HPPE φ75 41.5m RRVP φ75 2.0m 仕切弁. NS φ300 2基 仕切弁. GX φ100 3基 消火栓 φ75 1基 水抜栓 φ25 1基
	2	工期	平成31年1月31日まで
	3	予定価格 （税込み）	99,900,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	道路工事等若しくは道路工事等と配水管布設替工事等との合併工事。ただし、1件の工事請負額が、4,900万円以上の実績に限る。

			元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
	5	近接工事	平成29年7月6日告示(合併(土木)2号(①都市計画道路築造工事(H29・甲府駅南通り線)②(配区-2)配水管添架工事)の落札者は、本工事の入札に参加することはできません。
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年6月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年6月15日
	3	申請書受付開始日	平成30年6月6日
	4	申請書受付締切日	平成30年6月15日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年6月21日
	6	設計図書配付開始日	平成30年6月6日
	7	設計図書配付締切日	平成30年6月22日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年6月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年6月22日
	10	入札日時	平成30年6月27日 午前9時
	11	価格以外の評価点公表日	平成30年7月2日
	12	開札日時	平成30年7月6日 午前9時
	13	落札者決定日	平成30年7月9日

提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年6月25日 午後5時まで
	2	回答	平成30年6月26日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成30年7月4日まで
	2	回答	平成30年7月5日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成30年7月5日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年6月6日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 32号		
工事名	H30年度 道路改良工事(市道岩窪町中線) 橋梁下部工		
工事場所	甲府市古府中町地内		
工事概要	1	工事内容	逆T式橋台(H=2.1m) N=2基(V=51.0m ³) 場所打杭基礎 (φ1000 L=9.0~9.5m) N=4本 コンクリートブロック積 A=68.0m ² 仮設工 1式 プレキャストボックス工 L=11.0m 側溝工 L=73.0m 集水桝工 N=4箇所 下層路盤工 A=146.0m ²
	2	工期	平成31年2月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	46,224,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	橋梁工事等又は道路工事等。ただし、 1件の工事請負額が、2,300万円 以上の実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の

			ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年6月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年6月15日
	3	申請書受付開始日	平成30年6月6日
	4	申請書受付締切日	平成30年6月15日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年6月21日
	6	設計図書配付開始日	平成30年6月6日
	7	設計図書配付締切日	平成30年6月22日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年6月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年6月22日
	10	入札日時	平成30年6月27日 午前9時20分
	11	価格以外の評価点公表日	平成30年7月2日
	12	開札日時	平成30年7月6日 午前9時20分
	13	落札者決定日	平成30年7月9日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年6月25日 午後5時まで
	2	回答	平成30年6月26日

価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成30年7月4日まで
	2	回答	平成30年7月5日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成30年7月5日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年6月6日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 34号		
工事名	羽黒小学校給食室増改築（建築主体）工事		
工事場所	甲府市羽黒町527番地		
工事概要	1	工事内容	構造：鉄骨造 規模：平屋建て 延べ面積 320㎡ 既存建具改修工事、外構工事他
	2	工期	平成31年2月22日まで
	3	予定価格 (税込み)	131,004,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A <u>特定建設業の許可</u>
	3	同種工事施工実績	公共施設等の新築、改築、増築工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 6,500万円以上の実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型（I）
	2	加算点の満点	20

	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年6月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年6月15日
	3	申請書受付開始日	平成30年6月6日
	4	申請書受付締切日	平成30年6月15日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年6月21日
	6	設計図書配付開始日	平成30年6月6日
	7	設計図書配付締切日	平成30年6月22日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年6月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年6月22日
	10	入札日時	平成30年6月27日 午前9時40分
	11	価格以外の評価点公表日	平成30年7月2日
	12	開札日時	平成30年7月6日 午前9時40分
	13	落札者決定日	平成30年7月9日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年6月25日 午後5時まで
	2	回答	平成30年6月26日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成30年7月4日まで
	2	回答	平成30年7月5日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成30年7月5日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年6月6日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(管) 26号		
工事名	羽黒小学校給食室増改築（機械設備）工事		
工事場所	甲府市羽黒町527番地		
工事概要	1	工事内容	構造：鉄骨造 規模：平屋建て 延べ面積 320㎡ 1. 屋外給水設備工事 2. 屋内給水設備工事 3. 屋外排水設備工事 4. 屋内排水設備工事 5. 衛生器具設備工事 6. 給湯設備工事 7. ガス設備工事 8. 冷暖房設備工事 9. 換気設備工事 10. 消臭設備工事
	2	工期	平成31年2月22日まで
	3	予定価格 (税込み)	43,761,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。ただし、 1件の工事請負額が、2,100万円 以上の実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。

			なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年6月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年6月15日
	3	申請書受付開始日	平成30年6月6日
	4	申請書受付締切日	平成30年6月15日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年6月21日
	6	設計図書配付開始日	平成30年6月6日
	7	設計図書配付締切日	平成30年6月22日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年6月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年6月22日
	10	入札日時	平成30年6月27日 午前9時50分
	11	価格以外の評価点公表日	平成30年7月2日
	12	開札日時	平成30年7月6日 午前9時50分
	13	落札者決定日	平成30年7月9日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況

入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年6月25日 午後5時まで
	2	回答	平成30年6月26日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成30年7月4日まで
	2	回答	平成30年7月5日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成30年7月5日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第270号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年6月6日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 市民発第10830号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第271号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年6月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 愛宕町中部自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	渡辺正彦	大辻和宏
代表者 住所	甲府市愛宕町96番地	甲府市愛宕町32番地1

3 変更年月日 平成30年5月1日

甲府市告示第272号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年6月7日

甲府市長 樋口雄一

- | | |
|-------------|--|
| 1 書類名 | 平成29年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼決定通知書
平成28年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼決定通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市役所市民部市民総室国民健康保険課 |

甲府市告示第273号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成30年6月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月8日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第407号 |
| (2) 業務名称 | H30用地測量調査業務委託（市道宿下曾根線） |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から平成31年3月15日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、「建設コンサルタント」及び「地質調査」で登録されている者であること。
- (3) 過去10年以内に、国又は地方公共団体が行う測量業務及び地質調査業務を履行した実績を有する者であること。
- (4) 主任技術者は、技術士又はRCCMの資格を有すること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (8) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がないこと。

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(10) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成30年6月8日（金）～平成30年6月18日（月）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

平成30年6月18日（月）については、午後3時00分まで

(2) 配付場所 甲府市建設部建設総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成30年6月8日（金）～平成30年6月18日（月）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

平成30年6月18日（月）については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年7月5日（木） 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第275号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）が外国であり、送達が困難であることから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定によりにより公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年6月12日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 書類名 | 平成30年度市民税・県民税 税額決定兼納税通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部課税管理室市民税課 |

甲府市告示第276号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法による事業計画の定められた道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして、次のとおり指定する。

その関係図書は建設部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成30年6月12日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|---------------------------------|
| 1 | 事業名 | 都市計画道路大手二丁目浅原橋線 |
| 2 | 道路の種類 | 県道 |
| 3 | 路線名 | 県道甲府市川三郷線 |
| 4 | 道路の地名地番 | 甲府市中央四丁目140番1から
中央四丁目444番まで |
| 5 | 指定延長 | 180.0 m |
| 6 | 計画幅員 | 18.0 m |
| 7 | 添付書類 | 都市計画事業の認可を受けた告示の写し（官報）
事業工定表 |
| 8 | 添付図面 | 位置図・平面図・標準横断図 |

甲府市告示第 277 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成 30 年 6 月 25 日まで一般の縦覧に供する。

平成 30 年 6 月 12 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 125
- 3 路線名 和田平東線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市城東五丁目 105 番 2 地先から 甲府市城東三丁目 266 番 3 地先まで	5.00 ~ 9.00	70.0
新	甲府市城東五丁目 105 番 2 地先から 甲府市城東五丁目 105 番 2 地先まで	4.62 ~ 8.00	61.5

甲府市告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成30年6月25日まで一般の縦覧に供する。

平成30年6月12日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	和田平東線	甲府市城東五丁目 105番2地先から 甲府市城東五丁目 105番2地先まで	61.5	平成30年 6月12日

甲府市告示第279号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月13日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市桜井町字桜井地蔵366番1及び366番3
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山梨県大月市猿橋町藤崎132番地15
株式会社サンワライフ保険
代表取締役 稲田 良

甲府市告示第280号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成30年6月13日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

甲府市告示第281号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月14日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上曾根町字久根の内182番1、182番3、185番、187番1、
202番1及び202番4
以上6筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上曾根町185番地
社会福祉法人敬誠会
理事長 角 田 武 一

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月15日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市桜井町字春能1033番1、1033番3から1033番8まで、
1038番1、1038番3から1038番5まで、1048番1及び
1048番3から1048番5まで
以上15筆及び道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市相生一丁目16番16号
有限会社セントラルホームズ
代表取締役 雨宮 孝

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月15日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-------------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第433号 |
| (2) 業務名称 | 平成30年度 測量調査業務委託（玉諸小学校校庭拡張等事業） |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から平成30年12月28日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 過去10年以内に、国又は地方公共団体が行う測量業務及び補償算定業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成30年6月15日(金)～平成30年6月25日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
平成30年6月25日(月)については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成30年6月15日(金)～平成30年6月25日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
平成30年6月25日(月)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成30年7月11日(水) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

地方自治法第219条第2項の規定により、平成30年6月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成30年6月15日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 平成30年度甲府市一般会計補正予算（第1号）
- 2 平成30年度甲府市水道事業会計補正予算（第1号）

平成30年6月15日 原案可決

甲府市告示第285号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

平成30年6月18日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1971700545 |
| 2 | 事業所の名称 | ケア信玄 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲斐市西八幡2122 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 株式会社 信玄
代表取締役 山田 智之 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防訪問介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 平成30年6月30日 |

甲府市告示第286号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成30年6月18日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1972300287
2	事業所の名称	あい中央西花輪
3	事業所の所在地	中央市西花輪2259番地
4	当該事業所の申請者	新日本通産株式会社 代表取締役 三村 修
5	サービスの種類	地域密着型通所介護
6	廃止年月日	平成28年9月30日

甲府市告示第287号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成30年6月18日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1971800915
2	事業所の名称	あい笛吹
3	事業所の所在地	笛吹市春日居町鎮目301番地
4	当該事業所の申請者	新日本通産株式会社 代表取締役 三村 修
5	サービスの種類	地域密着型通所介護
6	廃止年月日	平成29年3月31日

甲府市告示第288号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成30年6月18日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1971801053
2	事業所の名称	あい笛吹別館
3	事業所の所在地	笛吹市春日居町鎮目299番地4
4	当該事業所の申請者	新日本通産株式会社 代表取締役 三村 修
5	サービスの種類	地域密着型通所介護
6	廃止年月日	平成29年6月30日

甲府市告示第289号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

平成30年6月18日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1971700552 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービス信玄西八幡 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲斐市西八幡2122 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 株式会社 信玄
代表取締役 山田 智之 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 平成30年6月30日 |

甲府市告示第290号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、同法施行規則第10条の規定により告示する。
その関係図書は建設部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成30年 6月18日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 道路の位置 | 甲府市千塚二丁目3799番13、3799番14
3806番1、3807番3 |
| 2 | 道路の幅員 | 4.20 m |
| 3 | 道路の延長 | 27.29 m |

甲府市告示第291号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第2項及び甲府市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年6月19日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
 - ・ 甲府駅南口吉野家前 ・ 甲府駅南口吉野家東
 - ・ 甲府駅北口階段下 ・ 甲府駅北口駅前広場
 - ・ 甲府駅北口信号北東
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
平成30年5月9日（水）
- 4 返還の申出場所
市民部市民協働室消費生活課
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの
自転車等の鍵
撤去保管料（自転車1, 000円・原動機付自転車2, 000円）

甲府市告示第292号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

平成30年6月19日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970104335 |
| 2 | 事業所の名称 | 在宅福祉 エ. ビーナ甲府南 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市国母6丁目6-13 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 株式会社 エ. ビーナ
代表取締役 河西 正哉 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 平成30年6月30日 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月19日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 入札番号 | 第760号 |
| (2) 物件名 | 羽黒小学校給食室備品パススルー冷蔵庫他 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理機器」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成30年6月19日（火）～平成30年7月3日（火）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成30年6月19日(火)～平成30年7月3日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年7月19日(木) 午後1時30分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月19日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 入札番号 | 第761号 |
| (2) 物件名 | 羽黒小学校給食室備品靴消毒保管庫他 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理機器」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成30年6月19日（火）～平成30年7月3日（火）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成30年6月19日(火)～平成30年7月3日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年7月19日(木) 午後1時40分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月19日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 入札番号 | 第762号 |
| (2) 物件名 | 羽黒小学校給食室備品移動台（ドライ用）他 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理機器」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成30年6月19日（火）～平成30年7月3日（火）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成30年6月19日(火)～平成30年7月3日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年7月19日(木) 午後1時50分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月19日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 入札番号 | 第769号 |
| (2) 物件名 | 非常用備蓄食糧（乾燥米） |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。
- (8) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成30年6月19日（火）～平成30年7月3日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 平成30年6月19日（火）～平成30年7月3日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年7月19日（木） 午後2時10分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要

- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月19日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 入札番号 | 第835号 |
| (2) 物件名 | 非常用備蓄食糧（ライスクッキー） |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。
- (8) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成30年6月19日（火）～平成30年7月3日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 平成30年6月19日（火）～平成30年7月3日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年7月19日（木） 午後2時
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要

- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月19日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 入札番号 | 第800号 |
| (2) 物件名 | グレーチング一式 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「建設資材・木材」または「鉄工・板金・鋳造・煉瓦」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成30年6月19日(火)～平成30年7月3日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成30年6月19日(火)～平成30年7月3日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年7月19日(木) 午後2時20分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第299号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年6月20日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|-----------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 | 市民発11137号 |
| | | 充当通知書 | 市民発11138号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第300号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、同法施行規則第10条の規定により告示する。
その関係図書は建設部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成30年6月20日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-------|---------------|
| 1 | 道路の位置 | 甲府市荒川二丁目138番4 |
| 2 | 道路の幅員 | 5.03～5.04 m |
| 3 | 道路の延長 | 22.71 m |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 38号		
工事名	H30道路改良工事(市道 塔岩沢山宮線)		
工事場所	甲府市平瀬町地内		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L = 67.4 m 計画幅員(市道) W = 5.0 m 石・ブロック積工(土留ブロック積擁壁) L = 48.3 m 側溝工(自由勾配側溝) L = 48.3 m 集水柵工 N = 1箇所 付帯工 1式 コンクリート舗装工(路盤工) A = 345.7 m ² コンクリート舗装工(表層工) A = 345.7 m ² 縁石工(地先境界ブロック) L = 2.9 m 路側防護柵工(ガードレール) L = 47.1 m
	2	工期	平成30年12月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	19,645,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC

	3	同種工事施工実績	道路工事等。ただし、1件の工事請負額が900万円以上の実績に限る。元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年7月2日
	3	申請書受付開始日	平成30年6月21日
	4	申請書受付締切日	平成30年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年7月6日
	6	設計図書配付開始日	平成30年6月21日
	7	設計図書配付締切日	平成30年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年7月9日
	10	入札及び開札日時	平成30年7月12日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年7月10日 午後5時まで
	2	回答	平成30年7月11日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		

契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124</p>	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月21日

甲府市長 樋口雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 44号		
工事名	羽黒小学校給食室増改築(電気設備)工事		
工事場所	甲府市羽黒町527番地		
工事概要	1	工事内容	構造：鉄骨造、平屋建て 規模：延べ面積 320㎡ 1. 受変電設備工事 2. 幹線設備工事 3. 動力設備工事 4. 電灯コンセント設備工事 5. 電話設備工事 6. 拡声設備工事 7. テレビ共同受信設備工事 8. インターホン設備工事 9. ガス漏れ、自動火災報知設備工事 10. 機械警備配管設備工事
	2	工期	平成31年2月22日まで
	3	予定価格 (税込み)	26,838,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。ただし、1件の工事請負額が1,300万円以上の実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場

			合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年7月2日
	3	申請書受付開始日	平成30年6月21日
	4	申請書受付締切日	平成30年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年7月6日
	6	設計図書配付開始日	平成30年6月21日
	7	設計図書配付締切日	平成30年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年7月9日
	10	入札及び開札日時	平成30年7月12日 午前10時
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年7月10日 午後5時まで
	2	回答	平成30年7月11日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		

支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(鋼造) 47号		
工事名	青葉スポーツ広場防球ネット設置工事		
工事場所	甲府市青葉町19番1号		
工事概要	1	工事内容	・防球ネット設置 1式 (W=47.0m、H=12.0m) ・標識設置 2ヶ所
	2	工期	平成30年9月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	11,091,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	鋼構造物 直近の経営事項審査結果通知書の 総合評定値(P)500点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の鋼構造物工事。 元請として平成15年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年7月2日
	3	申請書受付開始日	平成30年6月21日

	4	申請書受付締切日	平成30年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年7月6日
	6	設計図書配付開始日	平成30年6月21日
	7	設計図書配付締切日	平成30年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年7月9日
	10	入札及び開札日時	平成30年7月12日 午前10時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年7月10日 午後5時まで
	2	回答	平成30年7月11日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第304号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 48号		
工事名	市道舗装工事(30-2)		
工事場所	甲府市中町地内 外		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長 L = 500.0m ・舗装工 A = 3,330.0㎡ ・側溝工(400型) L = 7.8m ・区画線工 1式 ・付帯工 1式
	2	工期	平成30年9月21日まで
	3	予定価格 (税込み)	29,160,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値(P)650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年7月2日

	3	申請書受付開始日	平成30年6月21日
	4	申請書受付締切日	平成30年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年7月6日
	6	設計図書配付開始日	平成30年6月21日
	7	設計図書配付締切日	平成30年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年7月9日
	10	入札及び開札日時	平成30年7月12日 午前10時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年7月10日 午後5時まで
	2	回答	平成30年7月11日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第305号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成30年6月21日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1970101125
2	事業所の名称	医療法人幸仁会 須貝整形外科医院 通所介護センター
3	事業所の所在地	甲府市国母一丁目5-17
4	当該事業所の申請者	医療法人幸仁会 須貝整形外科医院 理事長 須貝 敦
5	サービスの種類	地域密着型通所介護
6	廃止年月日	平成30年7月1日

甲府市告示第306号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

平成30年6月21日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970103477 |
| 2 | 事業所名 | 南甲府ケアセンターそよ風 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市住吉3丁目27番7号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 株式会社ユニマツト
リタイアメント・コミュニティ
代表取締役 中川 清彦 |
| 5 | サービスの種類 | 居宅介護支援 |
| 6 | 廃止年月日 | 平成30年6月30日 |

甲府市告示第307号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者を指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成30年6月21日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105092 |
| 2 | 事業所の名称 | 桜井寮居宅介護支援事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市桜井町576番地1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市桜井町558番地
社会福祉法人 甲府市民生福祉会
理事長 戸田 知 |
| 5 | サービスの種類 | 居宅介護支援 |
| 6 | 指定年月日 | 平成30年7月1日 |

甲府市告示第308号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者を指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成30年6月21日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105084 |
| 2 | 事業所の名称 | ケア・コスモス居宅介護支援事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市増坪町457番地1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市増坪町457番地1
株式会社ルピナス
代表取締役 萩原 準史 |
| 5 | サービスの種類 | 居宅介護支援 |
| 6 | 指定年月日 | 平成30年7月1日 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月22日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第450号 |
| (2) 業務名称 | 本庁舎消防用設備保守点検業務委託 |
| (3) 履行期間 | 平成30年7月27日から平成31年3月15日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成30年6月22日（金）～平成30年7月4日（水）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部総務総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階
電話055-237-5066
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成30年6月22日(金)～平成30年7月4日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部総務総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階
電話055-237-5066

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年7月27日(金) 午後1時30分

(2) 場 所 甲府市役所入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎6階

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において「2入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書及び甲府市契約規則による。

甲府市告示第310号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年6月22日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 充当通知書 市民発第11088号
配当計算書 市民発第11087号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第311号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成30年6月25日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

甲府市告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月25日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市国玉町字塚腰865番1、867番1、867番3、867番5、
867番6、872番3、892番1及び892番12

以上8筆及び水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	水路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市下飯田三丁目5番12号

甲府市農業協同組合

代表理事 長田 学

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第468号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市洪水ハザードマップ作成業務 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から平成31年2月20日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、「建設コンサルタント（河川、砂防及び海岸・海洋）」および「物品（情報・通信）」のすべてに登録されている者であること。
- (3) 過去5年以内に、地方自治体が発注する「洪水ハザードマップ作成業務」の作業実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がないこと。

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(9) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成30年6月26日（火）～平成30年7月5日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

平成30年7月5日（木）については、午後3時00分まで

(2) 配付場所 甲府市建設部建設総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成30年6月26日（火）～平成30年7月5日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

平成30年7月5日（木）については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年7月24日（火） 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月27日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|---|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第472号 |
| (2) 業務名称 | 道路・交差点・橋梁予備設計業務委託【都市計画道路住吉四丁目善光寺線（善光寺工区）】 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から平成31年3月22日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、業種が「建設コンサルタント（道路部門）」に登録されている者であること。
- (3) 過去10年以内に、地方自治体が発注する道路及び橋梁設計業務を施行した実績を有する者であること。
- (4) 配置技術者は、次に掲げる要件を満たすものであること。
 - ア 管理技術者は技術士の建設部門（道路）及び建設部門（鋼構造及びコンクリート）の資格を有するもの、又は、RCCMの道路部門及び鋼構造及びコンクリート部門の資格を有するもので、技術士とRCCMのいずれかの資格の組合せも可とする。
 - イ 照査技術者は技術士の建設部門（道路）及び建設部門（鋼構造及びコンクリート）の資格を有するもの、又は、RCCMの道路部門及び鋼構造及びコンクリート部門の資格を有するもので、技術士とRCCMのいずれかの資格の組合せも可とする。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。

- (7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (8) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (10) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成30年6月27日（水）～平成30年7月6日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時00分～午後5時00分
平成30年7月6日（金）については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成30年6月27日（水）～平成30年7月6日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時00分～午後5時00分
平成30年7月6日（金）については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成30年7月24日（火） 午前10時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に

係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第482号 |
| (2) 業務名称 | 道路ストック総点検業務委託（道路トンネル） |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から平成30年12月21日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、業種が「建設コンサルタント（トンネル）」に登録されている者であること。
- (3) 現場代理人及び主任技術者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。加えて、主任技術者は、「道路ストック総点検業務」の作業実績を有する者であること。
 - ア 技術士の総合技術管理部門（建設部門関連項目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - イ 技術士の建設部門（トンネル）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ウ R C C M（トンネル）の資格を有する者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成30年6月28日（木）～平成30年7月9日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時00分～午後5時00分
平成30年7月9日（月）については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成30年6月28日（木）～平成30年7月9日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時00分～午後5時00分
平成30年7月9日（月）については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成30年7月26日（木） 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

平成30年度の甲府市国民健康保険条例（昭和34年3月条例第9号。以下「条例」という。）第14条第1項に規定する一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率及び第13条の2第1項に規定する基礎賦課額から減額する額、第14条の5の5第1項に規定する一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び第13条の2第4項において準用する同条第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに第14条の9第1項に規定する介護納付金賦課額の保険料率及び第13条の2第5項において準用する同条第1項に規定する介護納付金賦課額から減額する額を、第14条第3項（第13条の2第3項において準用する場合を含む。）、第14条の5の5第3項（第13条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第14条の9第3項（第13条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年6月29日

甲府市長 樋口雄一

1	条例第14条第1項第1号の所得割	100分の8.49
2	条例第14条第1項第2号の被保険者均等割	24,300円
3	条例第14条第1項第3号の世帯別平等割	
	（1）特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	24,500円
	（2）特定世帯	12,250円
	（3）特定継続世帯	18,370円
4	条例第13条の2第1項第1号アに規定する額	17,010円
5	条例第13条の2第1項第1号イに規定する額	
	（1）特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	17,150円
	（2）特定世帯	8,575円
	（3）特定継続世帯	12,859円
6	条例第13条の2第1項第2号アに規定する額	12,150円
7	条例第13条の2第1項第2号イに規定する額	
	（1）特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	12,250円
	（2）特定世帯	6,125円
	（3）特定継続世帯	9,185円
8	条例第13条の2第1項第3号アに規定する額	4,860円
9	条例第13条の2第1項第3号イに規定する額	
	（1）特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	4,900円
	（2）特定世帯	2,450円
	（3）特定継続世帯	3,674円
10	条例第14条の5の5第1項第1号の所得割	100分の2.06
11	条例第14条の5の5第1項第2号の被保険者均等割	7,300円

1 2	条例第 1 4 条の 5 の 5 第 1 項第 3 号の世帯別平等割	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	5, 6 0 0 円
	(2) 特定世帯	2, 8 0 0 円
	(3) 特定継続世帯	4, 2 0 0 円
1 3	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 1 号アに規定する額	5, 1 1 0 円
1 4	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 1 号イに規定する額	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	3, 9 2 0 円
	(2) 特定世帯	1, 9 6 0 円
	(3) 特定継続世帯	2, 9 4 0 円
1 5	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 2 号アに規定する額	3, 6 5 0 円
1 6	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 2 号イに規定する額	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	2, 8 0 0 円
	(2) 特定世帯	1, 4 0 0 円
	(3) 特定継続世帯	2, 1 0 0 円
1 7	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 3 号アに規定する額	1, 4 6 0 円
1 8	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 3 号イに規定する額	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	1, 1 2 0 円
	(2) 特定世帯	5 6 0 円
	(3) 特定継続世帯	8 4 0 円
1 9	条例第 1 4 条の 9 第 1 項第 1 号の所得割	1 0 0 分の 2. 1 2
2 0	条例第 1 4 条の 9 第 1 項第 2 号の被保険者均等割	8, 6 0 0 円
2 1	条例第 1 4 条の 9 第 1 項第 3 号の世帯別平等割	5, 3 0 0 円
2 2	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 1 号アに規定する額	6, 0 2 0 円
2 3	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 1 号イに規定する額	3, 7 1 0 円
2 4	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 2 号アに規定する額	4, 3 0 0 円
2 5	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 2 号イに規定する額	2, 6 5 0 円
2 6	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 3 号アに規定する額	1, 7 2 0 円
2 7	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 3 号イに規定する額	1, 0 6 0 円

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第485号 |
| (2) 業務名称 | 道路ストック総点検業務委託（横断歩道橋） |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から平成30年12月21日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、業種が「建設コンサルタント（鋼構造及びコンクリート）」または「建設コンサルタント（道路）」に登録されている者であること。
- (3) 現場代理人及び主任技術者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。加えて、主任技術者は、「道路ストック総点検業務」の作業実績を有する者であること。
 - ア 技術士の総合技術管理部門（建設部門関連項目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - イ 技術士の建設部門（鋼構造及びコンクリート、または道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ウ R C C M（鋼構造及びコンクリート、または道路）の資格を有する者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成30年6月29日（金）～平成30年7月9日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時00分～午後5時00分
平成30年7月9日（月）については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成30年6月29日（金）～平成30年7月9日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時00分～午後5時00分
平成30年7月9日（月）については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成30年7月26日（木） 午前10時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

市議会

甲府市議会規程第1号

甲府市議会議員政治倫理規程を次のように定める。

平成30年6月4日

甲府市議会議長 鈴木 篤

甲府市議会議員政治倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、甲府市自治基本条例（平成19年6月条例第21号）第16条（市議会の議員の責務）の規定に基づき、甲府市議会議員（以下「議員」という。）が市民全体の代表者として遵守すべき政治倫理に関し、基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理のより一層の向上を図り、もって市民に信頼される市議会づくりを進め、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、その職責を十分理解し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実にその説明を行い、疑惑解明の責務を負うものとする。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 市が行う許可、認可その他の処分又は請負その他の契約に関し、特定の者に有利な取扱い又は不利な取扱いとなるよう働きかけないこと。
- (2) 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- (3) 議員の地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (4) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 市の職員の採用、昇任、降任、転任その他の人事について、特定の個人が有利又は不利になるよう働きかけないこと。
- (6) 発言又は情報発信を行うときは、公人としての自覚及び責任を持って行うこと。
- (7) 職務上知り得た情報を不当な目的に使用しないこと。
- (8) 法令並びに議会及び委員会等の決定事項を誠実に守り、議員としてその品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。

(審査請求)

第4条 議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、その事実を証する資料を添えて、甲府市議会議員の定数を定める条例（平成14年6月条例第14号）に規定する議員の定数の8分の1以上の議員の連署をもって、議長に対し、審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

（取扱審査会の設置）

第5条 議長は、審査請求があったときは、議会に甲府市議会議員審査請求取扱審査会（以下「取扱審査会」という。）を設置し、当該審査請求に係る事案を付託する。

2 取扱審査会は、甲府市議会会議規則（昭和50年3月議会規則第2号）別表に規定する会派代表者会議の議員（議長を除く。）をもって構成する。ただし、審査請求の対象となる議員（以下「対象議員」という。）及び当該審査請求を行った議員は、当該取扱審査会の委員となることはできない。

3 取扱審査会に委員長を置き、副議長をもって充てる。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、年長者が委員長の職務を代理する。

（取扱審査会の運営）

第6条 取扱審査会は、議長から付託された事案に係る審査請求の適否及び政治倫理基準に違反する行為の存否の取扱いについて審査する。

2 取扱審査会は、取扱審査会の委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 取扱審査会の会議は、非公開とする。

4 取扱審査会は、審査を行うため、対象議員及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

5 取扱審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。

6 取扱審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（取扱審査会の報告等）

第7条 取扱審査会は、審査請求に係る事案の審査を終了したときは、速やかに、その結果を議長に報告しなければならない。この場合において、当該取扱審査会は、次の各号のいずれかの措置を講ずるべきかの意見を添えなければならない。

(1) この規程を遵守させるため警告すること。

(2) 甲府市議会議員政治倫理審査会（以下「倫理審査会」という。）を設置し、当該事案を付託すること。

(3) その他取扱審査会が必要と認めること。

（議長の措置等）

第8条 議長は、第7条の意見を尊重し必要な措置を講ずるものとする。ただし、第7条第2号に規定する措置に係る意見を受けたときは、倫理審査会を設置し、審査請求に係る事案を付託しなければならない。

2 議長は、前項の措置を講じたときは、審査請求を行った議員に対し、当該措置の内容を通知するものとする。

(倫理審査会の設置)

第9条 議長は、第8条第1項(ただし書に規定する場合を除く。)の規定にかかわらず、取扱審査会において全会一致で政治倫理基準に違反しないと認める場合を除くほか、倫理審査会を設置することができる。

2 倫理審査会は、甲府市議会委員会条例(平成3年6月条例第13号)第4条第1項に規定する議会運営委員会の委員12人以内をもって構成する。ただし、対象議員及び審査請求を行った議員は、当該倫理審査会の委員となることはできない。

3 倫理審査会の委員(以下「委員」という。)は、議長が任命する。

4 倫理審査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 委員の任期は、当該審査請求に係る事案の審査終了までとする。

(倫理審査会の運営)

第10条 倫理審査会は、議長から審査を付託された事案に係る政治倫理基準に違反する行為の存否について審査する。

2 倫理審査会の会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意により非公開とすることができる。

3 倫理審査会の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。

4 倫理審査会は、対象議員に口頭又は書面による弁明の機会を与えなければならない。

5 倫理審査会を運営する場合については、第6条第2項、第4項及び第6項の規定を準用する。

6 前各項に定めるもののほか審査会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が審査会に諮って定める。

(倫理審査会の報告等)

第11条 倫理審査会は、審査請求に係る事案の審査を終了したときは、速やかに、その結果を議長に報告しなければならない。この場合において、政治倫理基準に違反する行為があると認めるときは、当該報告に次の各号のいずれかの措置を講ずるべきかの意見を添えなければならない。

(1) この規程を遵守させるため警告し、誓約書の提出を求めること。

(2) 議会の役職停止に関すること。

(3) 議員の辞職に関すること。

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条に定める調査を行うこと。

(5) その他倫理審査会が必要と認めること。

(議長の措置等)

第12条 議長は、第11条の意見を尊重し必要な措置を講ずるものとする。この場合において議長は、審査請求を行った議員に対し、当該措置の内容を通知するものとする。

(規程の見直し)

第13条 この規程は、議員の任期ごとに見直しを行うものとする。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則
この規程は、平成30年6月4日から施行する。

教育委員会

甲府市教育委員会告示第4号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月19日

甲府市教育委員会
教育長 小林 仁

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号 | (教委) 第1号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市立小学校消火設備及び避難器具等点検業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（消防設備点検資格者若しくは消防設備士、及び電気工事士又は電気主任技術者）を雇用していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(9) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成30年6月19日（火）～平成30年6月28日（木）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成30年6月19日（火）～平成30年6月28日（木）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

電話 055-223-7320

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年7月19日（木） 午後2時

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市教育委員会告示第5号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月19日

甲府市教育委員会
教育長 小林 仁

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号 | (教委) 第2号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市立中学校消火設備及び避難器具等点検業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（消防設備点検資格者若しくは消防設備士、及び電気工事士又は電気主任技術者）を雇用していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成30年6月19日(火)～平成30年6月28日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成30年6月19日(火)～平成30年6月28日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市教育委員会総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
電話 055-223-7320
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成30年7月19日(木) 午後2時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
- ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第2号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成30年6月1日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

農業委員会

甲府市農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会6月定例総会を、平成30年6月28日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成30年6月22日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成30年7月告示分農用地利用集積計画について
- 3 平成31年度山梨県農業行政施策に関する提言について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第 2 2 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成 3 0 年 6 月 6 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建 幸

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）3号			
工事名	①積翠寺処理分区下水道管布設工事（H30-1） ②（下甲-1）配水管布設替工事（積翠寺処理分区・H30-1）			
工事場所	甲府市古府中町地内			
工事概要	1	工事内容	①・硬質塩化ビニル管布設工（φ200） L = 280.3m ・人孔設置工（1号） 5箇所 ・人孔設置工（小型） 5箇所 ・公設柵設置工 2箇所 ・付帯工 1式 ②・HPPE（φ75） 272.5m ・DIP.GX（φ75） 6.5m ・DIP.K（φ75） 3.0m ・仕切弁.GX（φ75） 1基 ・仕切弁.PE（φ75） 1基 ・水抜栓（φ25） 2基 ・臨給工（材料局支給） 1式	
	2	工期	平成30年12月17日まで	
	3	予定価格 （税込み）	39,744,000円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用	

入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等若しくは下水道管布設工事等と配水管布設替工事等との合併工事。ただし、1件の工事請負額が、1,900万円以上の実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年6月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年6月15日
	3	申請書受付開始日	平成30年6月6日
	4	申請書受付締切日	平成30年6月15日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年6月21日
	6	設計図書配付開始日	平成30年6月6日
	7	設計図書配付締切日	平成30年6月22日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年6月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年6月22日
	10	入札日時	平成30年6月27日 午前9時30分
	11	価格以外の評価点公表日	平成30年7月2日
	12	開札日時	平成30年7月6日

			午前 9 時 3 0 分
	13	落札者決定日	平成 3 0 年 7 月 9 日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成 3 0 年 6 月 2 5 日 午後 5 時まで
	2	回答	平成 3 0 年 6 月 2 6 日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成 3 0 年 7 月 4 日まで
	2	回答	平成 3 0 年 7 月 5 日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成 3 0 年 7 月 5 日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の 1 0 / 1 0 0 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒 4 0 0 - 8 5 8 5 甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号 電話 0 5 5 - 2 3 7 - 5 1 2 4		

甲府市上下水道局告示第23号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年6月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建 幸

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110008号		
工事名	(更新-17) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市朝氣三丁目・青沼三丁目地内（甲府市総合市民会館の東）		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DIP. GX (φ250) 106.0m ・DIP. K (φ250) 5.5m ・DIP. GX (φ150) 108.0m ・DIP. K (φ150) 2.0m ・DIP. GX (φ100) 412.5m ・DIP. K (φ100) 6.5m ・DIP. GX (φ75) 8.5m ・HPPE (φ75) 157.0m ・SSP【泥吐管】(φ50) 2.5m ・SP(VD)【泥吐管】(φ50) 3.5m ・仕切弁. GX (φ250) 2基 ・仕切弁. GX (φ150) 2基 ・仕切弁. GX (φ100) 11基 ・仕切弁. GX (φ75) 2基 ・泥吐弁. F (φ50) 2基 ・消火栓 (φ75) 3基 ・水抜栓 (φ25) 1基 ・不断水簡易仕切弁 (φ300・150) 2基
	2	工期	平成31年3月15日まで
	3	予定価格 (税込み)	85,503,600円

	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が4,200万円以上の実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年6月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年6月15日
	3	申請書受付開始日	平成30年6月6日
	4	申請書受付締切日	平成30年6月15日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年6月21日
	6	設計図書配付開始日	平成30年6月6日
	7	設計図書配付締切日	平成30年6月22日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年6月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年6月22日
	10	入札日時	平成30年6月27日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成30年7月2日
	12	開札日時	平成30年7月6日

			午前 9 時 1 0 分
	13	落札者決定日	平成 3 0 年 7 月 9 日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成 3 0 年 6 月 2 5 日 午後 5 時まで
	2	回答	平成 3 0 年 6 月 2 6 日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成 3 0 年 7 月 4 日まで
	2	回答	平成 3 0 年 7 月 5 日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成 3 0 年 7 月 5 日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の 1 0 / 1 0 0 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒 4 0 0 - 8 5 8 5 甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号 電話 0 5 5 - 2 3 7 - 5 1 2 4		

甲府市上下水道局告示第24号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建 幸

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110010号		
工事名	(鉛対4-4) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市上石田四丁目地内 (南西第一児童公園の西)		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DIP. GX (φ75) 20.8m ・DIP. K (φ75) 4.0m ・HPPE (φ75) 107.5m ・RRVP (φ75) 2.9m ・仕切弁. GX (φ75) 3基 ・水抜栓 (φ25) 2基
	2	工期	平成30年10月31日まで
	3	予定価格 (税込み)	12,214,800円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が、600万円以上の実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)

日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年6月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年6月15日
	3	申請書受付開始日	平成30年6月6日
	4	申請書受付締切日	平成30年6月15日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年6月21日
	6	設計図書配付開始日	平成30年6月6日
	7	設計図書配付締切日	平成30年6月22日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年6月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年6月22日
	10	入札及び開札日時	平成30年6月27日 午前10時
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年6月25日 午後5時まで
	2	回答	平成30年6月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第 25 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 39 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成 30 年 6 月 6 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建 幸

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(電気) 110011号		
工事名	(そ-1) 平瀬浄水場高圧受配電設備外更新工事		
工事場所	甲府市平瀬町 437 番地 3 (平瀬浄水場内)		
工事概要	1	工事内容	1 管理本館電気室高低圧受配電設備外 1 式 2 汚泥処理棟電気室高低圧受配電設備外 1 式 3 監視制御・計装設備機能増設 1 式 4 動力・制御ケーブル、接地線外 1 式 5 既設盤等撤去工事 1 式 6 その他上記に係る諸工事 1 式
	2	工期	平成 32 年 3 月 13 日まで
	3	予定価格 (税込み)	832,464,000 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	指定なし
	2	競争入札参加資格	電気 特定建設業の許可 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値 (P) 1, 200 点以上
	3	同種工事施工実績	上水道の浄水場 (浄水能力 100,000 m ³ /日以上) において、受変電設備・動力設備の主要 機器の新設、増設、更新工事。 ただし、1 件の工事請負額が 4 億 1 千 6 百万円以上の実績に限る。

			元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型(Ⅱ)
	2	加算点の満点	30
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年6月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年6月15日
	3	申請書受付開始日	平成30年6月6日
	4	申請書受付締切日	平成30年6月15日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年6月21日
	6	設計図書配付開始日	平成30年6月6日
	7	設計図書配付締切日	平成30年6月22日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年6月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年6月22日
	10	入札日時	平成30年6月27日 午前11時30分
	11	価格以外の評価点公表日	平成30年7月2日
	12	開札日時	平成30年7月6日 午前11時30分
	13	落札者決定日	平成30年7月9日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書

	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年6月25日 午後5時まで
	2	回答	平成30年6月26日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成30年7月4日まで
	2	回答	平成30年7月5日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成30年7月5日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	平成31年度のみ請求できる	
	中間前金払	平成31年度のみ請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）	
	部分払	平成31年度のみ請求できる	
年度支払限度額	平成30年度	0円	
	平成31年度	工事請負額全額	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第26号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建 幸

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 110006号		
工事名	(路4-8) 路面復旧工事		
工事場所	甲府市新田町地内 (市立新田小学校の北)		
工事概要	1	工事内容	・表層工 (再生密粒度ASC (PK-3) : t = 5cm) A = 1,800.0㎡ ・区画線工 1式 ・付帯工 1式
	2	工期	平成30年9月26日まで
	3	予定価格 (税込み)	13,230,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値 (P) 650点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年6月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年6月15日

	3	申請書受付開始日	平成30年6月6日
	4	申請書受付締切日	平成30年6月15日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成30年6月21日
	6	設計図書配付開始日	平成30年6月6日
	7	設計図書配付締切日	平成30年6月22日
	8	設計図書に関する質問 開始日	平成30年6月6日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成30年6月22日
	10	入札及び開札日時	平成30年6月27日 午前10時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	平成30年6月25日 午後5時まで
	2	回答	平成30年6月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第27号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月管理規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建 幸

1 入札対象業務

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 入札番号 | 建設コ-310039号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市上下水道局庁舎劣化度等調査及び修繕計画作成業務 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から平成30年12月25日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「設計」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局物品供給(入札等)制度要綱」、「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなさ

れている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(8)市税、水道料金及び下水道使用料の滞納がない者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1)配付期間 平成30年6月21日(木)～平成30年7月2日(月)
(土曜日、日曜日を除く)

午前9時～午後5時

(2)配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436

(3)配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ(企業向け情報 入札情報)又は甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4)申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成30年6月21日(木)～平成30年7月2日(月)
(土曜日、日曜日を除く)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436

4 入札及び開札の日時及び場所

(1)日 時 平成30年7月30日(月) 午前10時

(2)場 所 甲府市上下水道局本局庁舎3階小会議室
甲府市下石田二丁目23番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第28号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年6月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建 幸

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）4号		
工事名	①中-1-6処理分区下水道管布設工事（H30-1） ②（下中-101）配水管布設工事（中-1-6処理分区・H30-1）		
工事場所	甲府市上向山町地内 外		
工事概要	1	工事内容	①・硬質塩化ビニル管布設工（φ150） L=376.5m ・人孔設置工（1号） 10箇所 ・公設柵設置工 8箇所 ・付帯工 1式 ②・DIP.GX（φ75） 209.0m ・DIP.K（φ75） 2.0m ・仕切弁.GX（φ75） 3基 ・泥吐弁（φ75） 1基 ・水抜栓（φ25） 1基
	2	工期	平成31年4月22日まで
	3	予定価格 （税込み）	84,024,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A <u>特定建設業の許可</u>
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等若しくは下水道管 布設工事等と配水管布設工事等との合 併工事。ただし、1件の工事請負額が、

			4, 200万円以上の実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	平成30年6月21日
	2	入札説明書等配付締切 日	平成30年7月2日
	3	申請書受付開始日	平成30年6月21日
	4	申請書受付締切日	平成30年7月2日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成30年7月6日
	6	設計図書配付開始日	平成30年6月21日
	7	設計図書配付締切日	平成30年7月9日
	8	設計図書に関する質問 開始日	平成30年6月21日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成30年7月9日
	10	入札日時	平成30年7月12日 午前9時20分
	11	価格以外の評価点公表 日	平成30年7月18日
	12	開札日時	平成30年7月24日 午前9時20分
	13	落札者決定日	平成30年7月25日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書

	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年7月10日 午後5時まで
	2	回答	平成30年7月11日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成30年7月20日まで
	2	回答	平成30年7月23日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成30年7月23日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第 29 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 39 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成 30 年 6 月 21 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建 幸

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110014号		
工事名	(そ-4) 平瀬浄水場浄水池補強及び防食工事		
工事場所	甲府市平瀬町 437 番地 3 (平瀬浄水場内)		
工事概要	1	工事内容	浄水池 (2 池) ・目地補強工 (伸縮可撓継手設置) L = 314.0 m × 2 池 ・内面防食工 (モルタル被覆 t = 10 mm) A = 3,548.0 m ² × 2 池 ・補修工 (ひび割れ補修等) 1 式
	2	工期	平成 32 年 3 月 13 日まで
	3	予定価格 (税込み)	352,296,000 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 次の 2 者を構成員とする自主結成による特定建設工事共同企業体 AA 2 者又は AB 2 者 <u>代表構成員：特定建設業の許可</u>
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。ただし、1 件の工事請負額が 8,000 万円以上の実績に限る。 共同企業体の代表構成員が元請として

			平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型(Ⅱ)
	2	加算点の満点	30
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年7月2日
	3	申請書受付開始日	平成30年6月21日
	4	申請書受付締切日	平成30年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年7月6日
	6	設計図書配付開始日	平成30年6月21日
	7	設計図書配付締切日	平成30年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年7月9日
	10	入札日時	平成30年7月12日 午前9時
	11	価格以外の評価点公表日	平成30年7月18日
	12	開札日時	平成30年7月24日 午前9時
	13	落札者決定日	平成30年7月25日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書

	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年7月10日 午後5時まで
	2	回答	平成30年7月11日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成30年7月20日まで
	2	回答	平成30年7月23日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成30年7月23日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	平成31年度のみ請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）	
	部分払	平成31年度のみ請求できる	
年度支払限度額	平成30年度	請負代金額の4割まで	
	平成31年度	残金	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第30号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年6月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建 幸

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 130022号		
工事名	下水道改良工事 (スH30-3)		
工事場所	甲府市中央一丁目地内 外		
工事概要	1	工事内容	管きよ更生工 1式 路線延長 (既設管径: $\phi 250 \sim \phi 700$) L = 519.0m 更生延長 (既設管径: $\phi 250 \sim \phi 700$) L = 503.0m 付帯工 1式
	2	工期	平成31年1月15日まで
	3	予定価格 (税込み)	86,022,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A <u>特定建設業の許可</u>
	3	同種工事施工実績	管更生工事において実績がある者又は、 下水道管工事で1件の工事請負額が 5,000万円以上の実績がある者に 限る。 元請として平成15年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年7月2日
	3	申請書受付開始日	平成30年6月21日
	4	申請書受付締切日	平成30年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年7月6日
	6	設計図書配付開始日	平成30年6月21日
	7	設計図書配付締切日	平成30年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年7月9日
	10	入札日時	平成30年7月12日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成30年7月18日
	12	開札日時	平成30年7月24日 午前9時10分
	13	落札者決定日	平成30年7月25日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年7月10日 午後5時まで
	2	回答	平成30年7月11日
価格以外の	1	質問	平成30年7月20日まで

評価に関する照会	2	回答	平成30年7月23日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成30年7月23日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第31号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年6月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建 幸

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 130023号		
工事名	下水道改良工事（浸入水対策H30-2）		
工事場所	甲府市屋形一丁目地内 外		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工延長 L = 661.1m ・ 管きよ更生工（φ250） L = 634.1m ・ 内面補修工 N = 77箇所 ・ 汚水柵取替工 N = 54箇所 ・ 柵上部取替工 N = 9箇所 ・ 付帯工 1式
	2	工期	平成31年2月21日まで
	3	予定価格 (税込み)	80,805,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A <u>特定建設業の許可</u>
	3	同種工事施工実績	管更生工事において実績がある者又は、下水道管工事で1件の工事請負額が5,000万円以上の実績がある者に限る。 元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年7月2日
	3	申請書受付開始日	平成30年6月21日
	4	申請書受付締切日	平成30年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年7月6日
	6	設計図書配付開始日	平成30年6月21日
	7	設計図書配付締切日	平成30年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年7月9日
	10	入札日時	平成30年7月12日 午前9時30分
	11	価格以外の評価点公表日	平成30年7月18日
	12	開札日時	平成30年7月24日 午前9時30分
	13	落札者決定日	平成30年7月25日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年7月10日 午後5時まで
	2	回答	平成30年7月11日
価格以外の	1	質問	平成30年7月20日まで

評価に関する照会	2	回答	平成30年7月23日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成30年7月23日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第32号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年6月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建 幸

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 130024号		
工事名	下水道改良工事（地震対策H30-1）		
工事場所	甲府市中小河原町地内 外		
工事概要	1	工事内容	・マンホール浮上抑制対策工 N=14箇所 ・人孔鉄蓋調整・取替工 N=4箇所 ・付帯工 N=1式
	2	工期	平成31年2月1日まで
	3	予定価格 (税込み)	18,349,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等。ただし、1件の工事請負額が、900万円以上の実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年7月2日

	3	申請書受付開始日	平成30年6月21日
	4	申請書受付締切日	平成30年7月2日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成30年7月6日
	6	設計図書配付開始日	平成30年6月21日
	7	設計図書配付締切日	平成30年7月9日
	8	設計図書に関する質問 開始日	平成30年6月21日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成30年7月9日
	10	入札及び開札日時	平成30年7月12日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	平成30年7月10日 午後5時まで
	2	回答	平成30年7月11日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

任免辞令

(市長事務部局)

石 山 貴 穂

技術職員に採用する
看護師を命ずる
市立甲府病院看護部技師を命ずる

元 山 悠 子

技術職員に採用する
助産師を命ずる
市立甲府病院看護部技師を命ずる

以 上 発 令 日 平成30年 6月 1日

甲府市監査委員
退職を承認する

山 中 和 男

以 上 発 令 日 平成30年 6月15日

甲府市監査委員に選任する

中 村 明 彦

以 上 発 令 日 平成30年 6月16日

甲府市固定資産評価員
退職を承認する

芦 澤 徹

発 令 日 平成30年 6月30日

市立甲府病院	診療部	医師	小田切 奨 太
市立甲府病院	診療部	医師	鈴木 和 博
市立甲府病院	放射線部	技師長	中 島 正 弘
市立甲府病院	看護部	主任	中 山 美 里
市立甲府病院	看護部	主任	宮 川 梨 奈
市立甲府病院	看護部	主任	畑 山 千 恵
市立甲府病院	看護部	主任	石 田 未 来

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 平成30年 6月30日